

第三次南風原町地域福祉推進計画  
(第三次南風原町地域福祉計画・第六次南風原町地域福祉活動計画)  
策定資料

【次期計画の取組案（草案）】



# 第3次計画の取り組み（草案）

## 基本目標1 共に支え合えるまちづくり

### (1) 地域福祉活動の推進

#### ■ 町の取り組み ■

##### ①地域福祉活動への参加促進 【推進主体：総務課、子ども課、生涯学習文化課】

###### ア) 自治会情報や地域福祉活動の情報提供 【推進主体：総務課、子ども課】

○自治会活動や地域福祉活動をとおして、安心して暮らせる住みよい地域づくりにより多くの住民が参加していけるよう、自治会の活動内容、地域福祉活動の報告、地域で活躍する人の声などについて、地域や社協と連携しながら情報発信していきます。

###### イ) 福祉に関する「学びの場」の提供 【推進主体：子ども課、生涯学習文化課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座や地域福祉懇談会など福祉に関する「学びの場」を継続して実施し、高齢者サロンやミニデイサービスなど様々な機会を活用し、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努め、地域住民一人一人が支え合う意識づくりと地域福祉活動への理解・参加を推進します。

○南風原町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、学びの機会やテーマを拡充し、相互の充実を図ります。

###### ウ) 住民ニーズを踏まえた多様な小地域活動の促進 【推進主体：総務課、子ども課】

○地域における防災、防犯、見守りといった、住民の関心があり、参加意欲が高い取組を自治会で実施できるよう支援し、多様な世代、多様なニーズに対応した活動を促進します。

##### ②地域福祉活動を担う各種団体の活動支援 【推進主体：子ども課、保健福祉課、生涯学習文化課】

○地域福祉の推進に関わる社会教育団体や各種団体、NPO等について、それぞれの活動の充実・育成のために、社会福祉協議会とも連携しながら必要な支援を行います。

##### ③友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援 【推進主体：保健福祉課】

○友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

##### ④民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：子ども課】

###### ア) 民生委員・児童委員の活動支援 【推進主体：子ども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員が行う地域活動や研修等への支援についての活動支援・研修等の資質向上支援について、社会福祉協議会と連携しながら進めます。

イ) 民生委員・児童委員の住民への周知 【推進主体：こども課】

○民生委員・児童委員の日頃の活動充実が図られるよう、役割や活動内容等について、チラシの配布や町ホームページへの掲載などにより、地域への周知を図ります。

ロ) 民生委員・児童委員の定数確保 【推進主体：こども課】

○地域住民の身近な相談役である民生委員・児童委員について定数確保に努め、今後も継続して充足率向上を図ります。

⑤活動を担う人材の確保支援 【推進主体：こども課】

ア) 福祉協力員の確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「福祉協力員」の配置など、民生委員・児童委員をサポートする人材の確保を支援します。

イ) まちづくりサポーターの確保支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が進める「まちづくりサポーター」を確保するため、地域でともに支え・助けあう有償の活動について周知広報を行うなど、人材の確保を支援します。

⑥町内企業や社会福祉法人の地域福祉活動への参加促進 【推進主体：こども課】

○町内の企業や社会福祉法人も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を促します。

○町内企業や社会福祉法人が行っている地域福祉活動を広報紙などで発信し、住民への周知や他企業・法人への参加意識啓発を図ります。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

---

①地域福祉活動の活性化

ア) 地域支えあい体制事業による地域の活性化促進 地域福祉活動の広報による情報提供

○字・自治会における自治会加入率が低下し、地域住民相互の関係性が弱くなるなか、改めて住民の関係性づくりと支えあい・たすけあう地域づくりをすすめるため、地域支えあい体制づくり事業における「絆づくり事業」をとおした住民相互の顔の見える関係づくりを推進し、地域の支えあい体制と地域づくりを推進します。

○同事業で実施する福祉協力員の委嘱と活動支援をとおして、住民が地域福祉活動に参加する機会づくりと位置づけ、積極的に推進します。

イ) まちづくりサポートセンターの充実・強化 まちづくりサポーターの確保・活動支援

○高齢者や障がい者等の日常的な困りごとをお手伝いすることで、安心できる地域生活を支援するため、まちづくりサポートセンターの強化に努めます。

○サポート活動に高齢者や障害者、離職等による生活困窮の状態にある方なども支え手として参加し、活躍できる仕組みとなるよう、担当職員のコーディネート機能を強化し、当事者の参加支援の充実・強化を図ります。

○社協内にある「まちづくりサポートセンター」がコーディネートを行っている、有償での住民相互の助け合い（「依頼会員」と「提供会員」がそれぞれ会員登録し支援を行う活動）の充実を図るため、提供会員である「まちづくりサポーター」の確保します。

○まちづくりサポートの活動について住民への周知広報を強化し、共に支え合う活動の高揚を図ります。

#### ウ) 小地域福祉活動の強化 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進

○字・自治会を地域福祉活動の基礎的単位として位置づけ、字・自治会で実施される様々な地域活動をとおして住民の共助機能の強化を図ることで、支えあい・たすけあいの地域づくりを推進します。

#### エ) ボランティア活動の振興

○高齢者や障害者とのふれあい活動や各種福祉ボランティア活動への参加をとおして、社会福祉への理解を深めるための機会づくりを進めるため、ボランティア活動の振興に努めます。

#### ウ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の推進

○友愛訪問や見守りが必要な世帯（気になる世帯含む）に対する見守りネットワーク活動を推進し、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながりの確保を図ります。

### ②地域づくりに関する情報共有の場づくり

○住民が地域づくりに主体的に参画し、地域福祉活動への参加をとおした地域づくりに関わるため、地域福祉懇談会や福祉協力員連絡会の開催など、住民参加による地域づくりの学習機会を確保に努めます。

○住民をはじめ医療・保健・福祉に関係する機関・団体が連携し、地域における福祉課題や地域づくりについて、話し合い・学び合う機会・場を確保し、問題解決に向けた共通認識づくりを行い「ちむぐくるで笑顔あふれる福祉のまち南風原」を目指したネットワークづくりを推進します。

### ③福祉団体の支援

○住民が地域の福祉団体の活動への参加をとおして福祉意識を高め、関係機関や多様な団体の協働による福祉のまちづくりに参画できるよう、当該福祉団体への活動支援をとおして協働体制を構築し、地域づくりにおける連携の強化に努めます。

#### ア) 福祉団体の活動支援

○老人クラブなどの当事者団体の活動をとおして親睦・交流や社会参加促進の取組みが行われており、それらの活動の活性化が活力ある地域づくりに欠かせないことから、福祉団体に対する活動助成金の交付や団体事務などの支援を行います。

○昨今は当事者団体の弱体化が見られることから、組織への支援・強化を図ります。

#### イ) 福祉団体の加入促進

○福祉団体の加入者数増加を図るため、団体の活動内容や加入するメリットの周知等を図ります。

#### ④民生委員・児童委員の活動支援

##### 7) 民生委員・児童委員の活動支援

○民生委員児童委員連合会の事務局として担当職員を配置するとともに、活動費（助成金）の交付など民生委員児童委員活動を積極的にサポートすることで協働体制の構築に努めます。民生委員活動の住民への周知、研修会への参加支援、福祉協力員との連携を進めるなどにより、活動を支援します。

##### 1) 民生委員児童委員のなり手不足解消と人材育成 民生委員・児童委員の確保

○民生委員児童委員は定数に欠員があるため、欠員がある地区との話し合いや社協だよりの活用等により、民生委員児童委員の必要性、役割や魅力のPRを行うなど、町と連携しながらなり手の確保に努めます。

○CSWや役場包括支援センターなど関係機関との連携体制の構築に努め、民生委員児童委員活動の負担軽減を図ることで、人材確保を支援します。

○町の人口が増加する中で民生委員・児童委員は欠員があるため、社協だよりの活用等により、民生委員の必要性、役割や魅力のPRを行うなど、町と連携しながら、なり手の確保に努めます。

#### ⑤町内企業への地域福祉活動参加への呼びかけ

○企業も地域の一員として地域福祉活動へ参画できるよう働きかけるとともに、参加できる機会づくり及び情報発信を強化することで協働体制の構築に努めます。

○町内の企業も地域社会を構成する一員であるという意識を醸成し、事業者の地域福祉活動への参加を参加促進します。

#### ⑥町内社会福祉法人が行う地域公益的な取組との事業への連携と支援

○地域における福祉課題の解決にあたり、社会福祉法人等による公益的な活動と連携を強化し、協働による地域づくりに取り組む体制づくりに努めます。

○町内福祉施設長連絡会はじめ、専門職ネットワークはえるん会議の開催、参加をとおして関係機関の連携体制の強化に努め、協働体制づくりを推進します。

○改正社会福祉法に伴って義務化された社会福祉法人の地域における公益的事業の実践を広め、地域福祉への貢献を図るために、「はえるん会議」への参加、協力を推進し、地域の福祉課題を共有し、協働で地域福祉活動に取り組む体制の構築と福祉意識の高揚を図ります。社会福祉協議会が町内の社会福祉法人のまとめ役となり、地域貢献への参加について、各法人へ適切な情報提供を行い、事業展開への連携や支援を行います。

## (2) 地域福祉の組織体制強化

### ■ 町の取り組み ■

---

#### ①自治会組織体制の強化支援 【推進主体：総務課、こども課】

##### ア)自治会組織への支援 【推進主体：総務課、こども課】

○住民に最も身近な組織である字・自治会が中心となった地域福祉のつながりづくり、支え合いの環境づくりが推進されるよう、組織への支援を行います。

○各地域の地域資源と自治会とのつながりを支援し、多分野・多世代での活動を推進します。

##### イ)リーダーの育成 【推進主体：総務課、こども課】

○自治会長の視察研修などにより資質向上を図り、自治会運営、行事開催などにおける取り組みの強化を支援します。

○自治会等、新しくリーダーになる方への初期支援を図ります。

##### ウ)「地域づくり推進委員会」への支援・協力 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会が推進する字・自治会の「地域づくり推進委員会」への支援や協力を行い、自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める体制づくりを推進します。

#### ②小地域福祉ネットワークの組織化・強化支援 【推進主体：こども課】

##### ア)小地域福祉ネットワークの取り組み支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会との連携により、「高齢者サロン」「子育てサロン」などの活動への支援を行います。

##### イ)小地域福祉ネットワークの組織化促進 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない字・自治会に対しては、社会福祉協議会と連携しながら、組織化を促していきます。

##### ウ)小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等 【推進主体：こども課】

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における事業推進に寄与します。

#### ③コミュニティソーシャルワーカーの体制の充実支援 【推進主体：こども課】

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域の福祉ニーズの把握や相談援助の充実が図られるよう、**包括的相談支援の観点から**、コミュニティソーシャルワーカーと地域の各種相談窓口(地域包括支援センター、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員、子育て支援センター、保健師、民生委員・児童委員など)との連携を密にし、要支援者の情報を共有するとともに、相互に連携・協力した支援が可能な体制を構築します。また、公的サービスや専門的な支援を組み合わせることが必要なケースについては、福祉事業者や専門機関等との適切な連携を支援します。



#### ④地域課題を解決する仕組みの充実強化 【推進主体：こども課、保健福祉課】

- 各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めます。
- 介護保険制度における生活支援体制整備事業の協議体や生活支援コーディネーター、地域福祉分野の地域福祉コーディネーターが連携し、第1層、第3層の仕組みと一体的に地域課題の解決を図ります。

#### ⑤第2層プラットフォームの機能充実 【推進主体：こども課】

- 各字・自治会やその枠を超えて、個人レベルや団体レベル等での課題意識(困り感、ニーズ)を解決へと導いていくため、社会福祉協議会と連携して「地域福祉プラットフォーム」(第2層)での地域課題解決システムの機能充実を進めます。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

### ①支えあい合い・たすけあう助け合う地域づくり

#### ア) 福祉協力員の委嘱と活動支援「地域づくり推進委員会」の設置推進

- 民生委員児童委員のなり手不足という課題があるなかで、地域に実情にあった地域福祉活動を展開するにあたり、福祉協力員を積極的に委嘱し、その活動への支援をとおして地域の支えあい・たすけあい活動の充実強化し、安心して暮らしつづける地域づくりを推進します。
- 自治会において住民自ら地域の福祉課題について話し合い、解決に向けた取り組みを進める「地域づくり推進委員会」の字・自治会への設置を推進します。

#### イ) 福祉協力員の資質向上確保・育成

- 住民が抱える福祉課題も複雑化・多様化している中で相談支援へのつなぎ役としての福祉協力員にも一定の知識と支援スキルが求められるため、研修会の開催及び活動の手引書の作成配布をとおして活動に対する共通認識づくりに取り組みます。
- 住民が主体的に地域福祉活動に参加し、民生委員・児童委員はじめ福祉関係者とともに、誰もが安心して暮らし続けることのできる福祉のまちづくりに取り組むため、字・自治会ごとに福祉協力員を委嘱し、その活動を支援します。

### ②小地域福祉ネットワークの組織化推進及び機能強化及び強化

#### ア) 小地域福祉ネットワーク活動への支援

- 各字・自治会ですでに発足され、地域の高齢者支援に取り組んでいる小地域福祉ネットワークに対し、引き続き活動費の助成をはじめ、連絡会の開催をとおした情報共有の機会づくりなどの活動支援を行うとともに、活動を支えるボランティアの確保と育成に向けてその支援の充実・強化に努めます。
- 町内の字・自治会単位で組織化されている小地域福祉ネットワークの活動の支援を行い、「高齢者サロン」「子育てサロン」などのサロン活動の充実のほか、交流、訪問、生活支援活動などによる機能の強化を図ります。



#### イ) 小地域福祉ネットワークの組織化推進

○すでに活発に活動が展開され、高齢者の居場所づくりとしての成果は出ているものの、障がい者世帯や生活困窮世帯の見守り活動など課題もあります。活動の幅が広がり、地域の支えあい・たすけあい活動の中心的役割を担うことができるよう、組織強化に努めるとともに、未発足自治会への組織化に向けた働きかけを強化します。

○小地域福祉ネットワークが組織化されていない市・自治会に対し結成の支援を行います。

#### ロ) 小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会の開催等

○小地域福祉ネットワークづくり推進地区連絡会や研修会の開催により、運営状況等の情報交換・共有を図り、小地域における課題解決の実践に向けた共通認識づくりを行います。

### ③ コミュニティソーシャルワーカーの機能強化

#### ア) コミュニティソーシャルワーカーの継続的配置と資質向上

○コミュニティソーシャルワーカーの活動については、これまで住民の身近な相談支援者としてある程度認知され、民生委員児童委員はじめ地域の関係機関等とも連携しながら、配置人員を増やしながら各小学校区へ配置し、活動しています。

○とりわけ、障がい者相談においては、相談支援事業とも連携をとりながら、病院受診同行、福祉サービスへのつなぎや地域の見守り体制づくりなどの支援体制を構築しています。

○引き続きコミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして、障がい者はじめ高齢者など相談対象者を限定せず、誰もが気軽に相談・支援を受けることで安心できる地域生活を支えるための「断らない相談支援体制」の構築に向け、既存の取り組みの充実・強化に努めます。

○コミュニティソーシャルワーカーを今後も継続して配置するように進めるほか、研修や実践による資質向上を図ります。

#### イ) 個別支援、地域支援の実施による地域支援活動の強化

○コミュニティソーシャルワーカーの活動をとおして把握した地域福祉課題の解決にむけ、地域住民の主体的な福祉活動を後押し・支援するとともに、生活支援コーディネーター及び在宅介護支援センターワーカーとも連携を密にし、個別支援と地域支援（地域づくり）の効果的な連動による総合的な支援体制づくりに努めます。

○住民一人ひとりの様々な困りごとに対応する「個別支援」及び小地域における福祉問題を住民主体の組織とともに課題解決を図る「地域支援」の両面でのコミュニティソーシャルワーカー機能の強化を推進します。

#### ロ) 生活支援コーディネーターとの連携

○介護保険の「生活支援体制整備事業」により配置されている「生活支援コーディネーター」と連携し、各種関係機関・団体やインフォーマルなサービスをつないだり、新たなサービスの創出を行うなど、高齢者を含めた住民全体の生活課題・地域課題に対応していくよう図ります。

### ④ 地域課題を解決する仕組みの充実強化

○各字・自治会における小地域での課題解決の仕組み(第3層)と、町全体の課題解決の仕組み(第1層)の充実と実践を進めます。

#### ④地域福祉型プラットフォームの充実・強化

○第2次地域福祉推進計画に引き続き、本計画においても「地域福祉型プラットフォーム」を設置し、住民の福祉への関心を高めるとともに、それに基づいた実践活動への促しをとおして、多様な地域づくりの協議、実践の機会づくりに努めます。

### (3) 地域のつながりの向上、強化

#### ■ 町の取り組み ■

---

##### ①交流やつながりの機会づくり推進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、保健福祉課、こども課】

###### ア) 交流機会の提供 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○伝統文化継承活動、公民館学級講座、各種スポーツ大会、文化祭等イベントを開催し、地域の交流や世代間交流、町民同士のふれあいの機会を提供します。

###### イ) 友愛訪問や見守りネットワーク活動の支援（再掲） 【推進主体：保健福祉課】

○友愛訪問や福祉協力員を中心に実施されている見守り活動への支援を行い、対象者の安否確認と孤独感の解消及び地域とのつながり確保及び社会的孤立対策を図ります。

###### ウ) 居場所づくりの推進 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○子ども、高齢者、障がい者のための居場所、集いの場の確保により、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

##### ②住民主体の活動による交流の促進 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

###### ア) 住民主体の活動の支援 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課】

○地域住民が自ら行うスポーツ活動、サークル活動、文化活動等をとおして、仲間づくりや交流の機会が図られるよう自主的な活動を支援します。

###### イ) 交流・活動場所の確保 【推進主体：生涯学習文化課、教育総務課、こども課】

○地域交流の活性化に向けて、地域で気軽に集い、仲間づくりや交流ができる集いの場として、地域の公民館や集会所、公共施設及び社会福祉施設等の既存施設をはじめ、地域の様々な資源の有効活用を推進します。

##### ③住民同士の“絆(つながり)”づくり（地域共生社会の実現） 【推進主体：総務課、保健福祉課】

○地域における日頃からのつながりや、各種活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動(一人暮らし高齢者や気になる世帯など)に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。

#### ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

---

##### ①地域活動の活性化支援

###### ア) 字・自治会活動の支援

○地域福祉推進における第1層圏域として字・自治会を基礎的圏域として位置づけるとともに、字・自治会で行われる各種地域活動が支えあい・たすけあう地域づくりの視点をもって開催されるよう、地域活動への支援の充実・強化を図ります。

○字・自治会、地域の各種団体(老人クラブ・青年会・PTA・女性会など)と連携した地域活動活性化促進に努めます。

#### イ) 字・自治会加入促進に対する支援

○字・自治会ははじめ行政など関係機関と締結した自治会加入促進に関する協定に基づき、地域福祉活動の実践をとおして自治会加入及び地域づくりに寄与するよう、広報啓発はじめ、各種活動に取り組ます。

### ②認知症高齢者を地域で支える“つながり”構築

#### ア) 認知症高齢者を地域で支えるための啓発活動の強化

○認知症を発症しても、住み慣れた地域で暮らしつつづけるため、住民相互の支えあい・たすけあい活動の充実・強化する必要がある、各種広報啓発活動に取り組み、認知症に対する偏見を取り除き、安心・安全の地域づくりを推進します。

#### イ) 学びの場・機会づくり

○認知症高齢者を地域で支える仕組みづくりを進めるため、住民はじめ関係機関・団体に対する学びの場・機会を提供するとともに、見守り活動はじめ各種支援活動に協働で取り組むため、福祉意識の高揚を図ります。

### ③多様な居場所づくりの推進

○小地域福祉ネットワーク活動は、地域で高齢者の居場所として成果を出しているものの、認知症高齢者や既存のサロンに歩いて参加できない高齢者などが参加しにくいという課題もあるため、新たな集いの場づくりに取り組みます。

○子育て中の親子が気軽に参加し、子育ての楽しみ、やりがいをはじめ悩みや不安などを共有し、子育ての仲間づくりをすすめる等の支援に取り組みます。

○社会的孤立が社会問題とされるなか、新たな“居場所”への参加をとおして社会・地域とのつながる意欲やその機会を提供するため、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが自由に集える居場所づくりに取り組みます。

○高齢者のミニデイサービスや高齢者サロン、子育てサロンなど、身近な地域での居場所づくりを推進し、交流機会の確保や孤立の解消を図ります。

### ④必要な情報を届ける広報活動の充実・強化

#### ア) 社協だより「ちむぐる」の発行

○引き続き、定期的な広報紙発行をとおした情報発信に努めるとともに、字・自治会の協力を得て戸別世帯への配布することで広報活動の充実・強化を図ります。

○社協だよりちむぐるについては、住民に対する福祉教育の媒体としての役割を担うべく、その内容の充実・強化を図るため、社協だより編集委員の協力を得て取り組みます。

○字・自治会への未加入世帯も福祉の情報を入手することでができるよう、社協ホームページへの広報紙掲載や商業施設等でも受け取るよう多種多様な情報発信に努めます。

#### イ) SNSの積極的な活用

○SNSの積極的な活用をとおして、幅広い世代に情報を届けるため工夫するとともに、新たな活用方法も検討しながら、情報発信の仕組みを充実・強化します。

#### ④住民同士の“絆(つながり)”づくり(地域共生社会の実現)

○地域における日頃からのつながりや各種活動をとおした住民相互の関係性を形成するため、地域で実施する各種交流事業や登校時のあいさつ運動、地域の見守り活動(一人暮らし高齢者や気になる世帯など)に支援・協力し、ともに支えあい・たすけあう地域づくりを進める上で、住民同士の“絆(つながり)”づくりを図ります。

## (4) 福祉意識の高揚

### ■ 町の取り組み ■

---

#### ①児童生徒への福祉教育の推進 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

##### ア) 学校と地域住民等の連携による福祉教育の充実 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課】

○次代を担う子ども達が福祉への理解を深め、自分にできる取り組みが探求できるよう、「社協の出前講座」や「学校応援隊はえばる」の活用等により、学校と地域住民等が連携して、福祉講話や高齢者及び障がい者との交流、ボランティア体験学習等の多様な活動を行い、ノーマライゼーションの理念の浸透を図るとともに、思いやりのある心、正義感など豊かな人間性を育むために福祉教育を推進します。

##### イ) 「福祉教育連絡会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○町と社協、学校等の福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

##### ウ) 「福祉教育実践報告会」の開催 【推進主体：学校教育課】

○福祉教育の実践報告等により課題把握を行い、次回開催に役立てていくように図ります。

##### エ) 教職員への福祉教育の機会確保 【推進主体：学校教育課】

○学校教職員についても福祉への理解と関心を高めることにより、福祉教育の充実が図られるよう、**幼稚園**、**保育所(園)**、**認定こども園**や学校教育部門と社会福祉協議会との連携により、「町内学校教諭等福祉研修会」を実施し、福祉教育や地域共生社会を啓発する機会を確保します。

#### ②地域住民への福祉意識啓発の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

##### ア) 福祉意識の啓発広報活動 【推進主体：こども課】

○**地域共生社会** **共に生きる地域社会**を形成していくために、社会福祉協議会、福祉施設、自治会、小地域福祉ネットワーク等関係機関・団体と連携し、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

##### イ) イベント機会等を活用した福祉意識啓発 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○地域のイベントにおいては、高齢者や障がい者、子育て世帯への理解が深まり、地域福祉への関心が高まるよう、地域の福祉(福祉課題を含む)に関する情報発信、講話や講演会などを開催し、啓発を図ります。

##### ウ) 各種週間や月間の趣旨の周知啓発強化 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○「〇〇週間」や「〇〇月間」といった高齢者、障がい者、児童等の福祉啓発期間においては、それぞれの週間や月間の趣旨が住民に広く周知されるよう開催方法に工夫を凝らし、啓発の強化を図ります。また、開催についての周知も充実を図ります。

##### エ) 福祉に関する「学びの場」の提供(再掲) 【推進主体：こども課、生涯学習文化課】

○地域住民の福祉に関する知識の向上により福祉意識の高揚を図るため、**社会福祉協議会と連携してボランティア養成講座や地域福祉懇談会**など福祉に関する「学びの場」を**継続して実施し、高齢**

者サロンやミニデイサービスなど様々な機会を活用し、「我が事・丸ごとの地域共生社会」の周知・啓発及び各種福祉情報の提供と意識啓発に努め、地域住民一人一人が支え合う意識づくりと地域福祉活動への理解・参加を推進します。

○南風原町の歴史や文化等を学ぶ「はえばる大学」と連携し、学びの機会やテーマを拡充し、相互の充実を図ります。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

### ①住民の福祉意識の高揚

○住民が地域の福祉課題の解決に主体的に参加するため、社協が実施する各種事業・活動への参加をととして住民の福祉意識の高揚を図るよう福祉教育的機能の充実・強化に努めます。

○とりわけ、若者世代の興味を引くような福祉に関する情報を提供・発信し、実践活動につなげるための取り組みを検討します。

#### ア) 福祉意識の啓発広報活動

○共に生きる地域社会を形成していくために、福祉意識の啓発や福祉に関する情報提供の充実を図ります。

○社協だより、地域福祉懇談会、福祉協力員連絡会、ミニデイサービス、高齢者サロン、子育てサロン等とおした活動から福祉意識の高揚が図られるように、広報啓発を行います。

#### イ) 地域共生社会についてあり方を検討する機会の確保

○「我が事・丸ごとの地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉への関心・理解を深め、地域のことを「我が事」と受け止められるように、地域福祉懇談会等の住民同士が共に考える機会を確保します。

### ②児童生徒への福祉教育の推進

#### ア) 福祉教育推進校の指定と福祉教育の推進

○子どもたちが地域社会の一員として、地域のつながりや共に生きる社会といった「地域福祉の大切さ」を理解していくように、町内の全保育園、幼稚園、小中学校等を福祉教育推進校に指定し、各学校や地域支援コーディネーター、学校支援地域本部事業等と連携を取りながら、出前講座や福祉体験などの福祉教育を今後も実施していきます。

#### イ) 「福祉教育連絡会」の開催

○町及び学校等とともに福祉教育に関する連絡調整や共通認識を図り、目的・目標を定めた福祉教育が実践されるよう、「福祉教育連絡会」を開催します。

#### ロ) 福祉教育実践報告の開催充実

○「福祉教育実践報告書」を発行し、実践報告等による取り組みの蓄積及び課題把握を行い、次の開催に役立てていくように図ります。

#### ハ) 福祉教育研究会の開催

○地域を基盤とした福祉教育を推進するために、福祉教育研究会で住民の実践につながる福祉教育の展開について研究していきます。



### ③福祉教育推進基本方針に基づく福祉教育の充実・強化

#### ア) 福祉教育推進基本方針に基づく福祉教育の実践

○社協が定めた福祉教育推進基本方針に基づいて、地域及び学校における福祉教育の取り組みの充実・強化を図るとともに、推進にあたっては、町内社会福祉法人や福祉団体、町内企業・事業者とも連携も密にし、多様な主体が参画して取り組むための仕組みづくりを目指します。

#### イ) 福祉教育推進における調査研究の実施

○既存の福祉教育推進基本方針を今日的な福祉課題の解決に関連づけるため、今後、必要に応じた見直しを行う必要があります。見直しにあたっては、福祉教育の在り方はじめ、今後の取り組み方法等に関する調査・研究を進めながら、現状にあった内容となるよう、検討します。

## (5) ボランティア活動の推進

### ■ 町の取り組み ■

---

#### ①ボランティアへの参加促進 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動やボランティアを必要とする地域のニーズを、広報紙等により地域に発信することで、ボランティアに関する情報提供の充実とともに、活動への参加促進を図ります。

#### ②ボランティアセンターの機能充実・支援 【推進主体：こども課】

○社会福祉協議会と連携し、ボランティアのニーズ把握や情報収集、ボランティアの養成・確保、コーディネート強化等によるボランティアセンターの機能充実を図ります。

#### ③ボランティア活動の活性化 【推進主体：生涯学習文化課】

##### ア)「学校支援ボランティア」の参加推進 【推進主体：生涯学習文化課】

○地域住民が町内の小中学校で、趣味や特技を活かして学校の教育活動に参加する「学校支援ボランティア」への参加を推進し、ボランティア活動の活性化を図ります。

### ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

---

#### ①ボランティア活動の情報発信

○各種ボランティア団体と連携し、町内で行われているボランティア活動の情報発信により、ボランティア活動の周知や参加促進を図ります。

#### ②ボランティア同士の交流と仲間づくりの推進

○ボランティア同士が交流する機会づくりを行い、交流によるボランティアへの意欲向上、情報共有、活動の活性化を図ります。

○ボランティアに関心のある方、実際にボランティアに参加されている方の情報提供・交流の場として「ボランティアプラットフォーム」の開催に努めます。

#### ③ボランティアセンターの機能強化

○ボランティア活動の推進を図るため、ボランティア活動への参加促進、活動状況の広報、ボランティアコーディネーターの資質向上等によるコーディネートの強化など、ボランティアセンターの機能強化を図ります。

○「ボランティアセンター運営委員会」において、ボランティア活動等の事業企画や運営を行い、ボランティアの活性化を図ります。

#### ③ボランティアの養成、人材の確保

ア) ボランティア養成講座の充実・強化開催

○社会福祉協議会が実施している手話や音訳等の各種ボランティア養成講座を実施し、ボランティアの育成及び確保に努めます。

イ) **若者世代へボランティアの機会づくり** **10代のボランティア研修会**

○若い世代が積極的に参加できるボランティアに参加することで福祉への理解を深めることができるよう、活動機会の確保やボランティア講座の開催をとおしてボランティア人材の確保・育成に努めます。

○中高生がボランティア活動に関わることで、福祉について学び、理解を深める機会である「10代のボランティア研修会」を、今後も継続して開催します。

④ **ボランティア団体や企業、NPOとの連携強化と協働活動の推進**

○地域福祉推進に関わる福祉・ボランティア団体や企業・NPO等も増加し、活発に活動が展開されており、これらの団体と協働して福祉のまちづくりに取り組むとともに、ボランティアプラットフォームをとおしてネットワークの構築に取り組みます。

## 基本目標2 自分らしく自立して暮らせるまちづくり

### (1) 包括的相談支援体制の構築

#### ■ 町の取り組み ■

##### ①相談支援の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課】

###### ア) 窓口対応力の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○相談に訪れた住民を適切な相談先につなぐため、職員間(課内・他課)の情報共有を徹底するとともに、社協やNPO、ボランティア活動等も含めたインフォーマルなサービス等も紹介するなど、窓口対応力の充実に図ります。

###### イ) 相談担当者の資質向上 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○質の高い相談支援を実施できるようが受けられるよう、研修等により相談担当者の相談援助の知識や技術の向上を図ります。

###### ウ) 電話やメール等による相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○地域で相談しづらいと考える住民については、電話やメールなどによる相談を受けるほか、適切な方法により相談につながる仕組みづくりに取り組みます。

###### エ) 訪問相談の実施 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○相談に訪れることが困難な人に対応するため、訪問による相談支援を推進します。

##### ②包括的な相談支援体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課】

###### ア) 包括的な相談の場(窓口)の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○住民からの相談を、児童福祉、高齢者福祉や障がい者福祉等といった分野を超えて包括的に受け止める場(窓口)の整備について、町の既存福祉資源や地域の実情等を考慮しながら、適切な担い手について関係各課と協議を行います。

###### イ) 支援を必要とする住民を相談につなぐ体制づくり推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○民生委員・児童委員、コミュニティソーシャルワーカー、生活支援コーディネーター等の地域関係者や関係機関等と連携し、相談に来られない方や自ら支援を求めることができない方に関する情報を、包括的な相談の場につなぐ体制づくりを推進します。

○把握した地域生活課題のうち、包括的な相談の場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合の支援を図るため、関係機関・専門機関と連携した支援を行います。

###### ウ) 多機関の協働による包括的相談支援体制の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○地域における高齢や障害、子育て支援、生活困窮者支援等の各種相談機関では対応しがたい複合的で複雑な課題や制度の狭間にある課題等に対応するため、多機関が協働して包括的に受け止める相談支援体制を推進します。

### ③相談窓口の周知と利用促進 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

○民生委員・児童委員、社会福祉協議会、子育て支援センター、各保育所(園)、地域包括支援センター、**基幹相談支援センター**、障がい者相談支援事業者、児童家庭相談員など地域の各種相談窓口について、町の広報紙やホームページ等で継続的に発信し、周知徹底を図ります。また、相談することの大切さや相談内容の守秘義務についても、あらゆる手段・機会をとおして発信します。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

### ①福祉総合相談事業の推進

#### ア) 福祉総合相談**事業の室**の充実

○住民の日常生活上の心配ごとに対し、相談・支援を行うふれあい福祉相談室(一般相談、専門相談)を継続実施し、住民の生活の安定に向け支援を図ります。また、行政や関係機関と連携を図り、より解決力の高い相談室を目指します。

#### イ) 福祉総合相談**事業の室**の周知・広報

○必要とする住民に周知されるよう随時広報に努めます。

### ②地域課題の把握とアウトリーチによる相談支援の充実・強化

#### ア) 地域活動における相談支援の充実・強化

○支えあうまちづくり事業、在宅介護支援センター事業等をとおして積極的に地域に出向き、福祉課題の把握に努め、問題解決に向け公的サービス、インフォーマルサービスを効果的につなげ地域で安心して暮らせるよう支援体制を強化します。

#### イ) コミュニティソーシャルワーカーの活動における相談支援の充実・強化

○コミュニティソーシャルワーカーによる地域活動での地域課題把握と課題への対応を強化するため、コミュニティソーシャルワーカーの活動強化と現体制の維持を図ります。

#### ウ) 民生委員・児童委員と連携した地域相談支援の充実

○身近な地域の相談役である民生委員・児童委員と連携し、相談支援の充実を図ります。

### ③町との連携による包括的相談支援体制の構築

(内容検討中)

### ④住民相互支援体制の充実

○社会福祉協議会の「まちづくりサポートセンター」と町の「南風原人材サポートセンター」は、いずれも支援を受けたい人と支援を行いたい人を結びつける機能であることから、両センターの情報をデータベース化して共有し、マッチングをよりスムーズに行うとともに、会員同士の交流による意欲の向上を図ります。

## (2) 情報提供の充実

### ■ 町の取り組み ■

---

#### ①情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、総務課】

##### ア) 既存の情報提供の充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、総務課】

○保健・福祉・医療に関する公的サービスや制度とともに、社会福祉協議会が提供するサービスや活動及び住民参加の福祉活動、ボランティア活動等について、町の広報紙やホームページ、SNS(LINE)、チラシ、パンフレット、マスコミの活用等によりわかりやすい情報提供の充実に取り組みます。

##### イ) 新たな情報提供手段の検討 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、総務課】

○既存の情報提供手段以外の発信方法について検討と実践を行い、より多くの住民が容易に情報を入手できるように図ります。

#### ②関係機関・団体や地域への情報発信 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、企画財政課】

##### ア) 関係機関・団体等への行政情報の発信 【推進主体：こども課、国保年金課、保健福祉課】

○保健・福祉・医療サービスや制度等について、関係機関や関係団体への情報発信・共有を積極的に行い、様々なところから各種情報が得られたり、相談やコーディネート機能を発揮しやすいように図り、包括的な対応に寄与します。

##### イ) 出前講座の実施 【推進主体：企画財政課】

○地域の組織や団体等の要請に基づき、サービスや制度について周知を図るための場や機会を確保します。

#### ③相談窓口間の連携 【推進主体：こども課、国保年金課、保健福祉課】

○地域の保健・福祉・医療等に関わる情報の入手について、地域のどの相談窓口に問い合わせても必要な情報が得られるよう、相談窓口間のネットワークを密にし、個人情報保護に配慮した上で、相互に連携・協力した情報提供に取り組みます。

#### ④情報のバリアフリー化の推進 【推進主体：総務課、保健福祉課】

##### ア) ホームページの利用しやすさの向上 【推進主体：総務課】

○町のホームページについては、高齢者、障がい者などを含め、誰もがホームページで提供される情報や機能を支障なく利用できるよう、アクセシビリティの向上に取り組みます。今後も文字の大きさや背景色の変更、音声による情報提供など、誰もが情報を入手しやすいものとし、更なる利便性の向上に取り組みます。

○情報の受け手の特性に合わせた情報のバリアフリーに取り組みます。

##### イ) 声の広報の充実 【推進主体：保健福祉課】

○文字による情報の入手が困難な方については、広報紙等の内容を音声で提供する「声の広報発行事業」を今後も推進します。

### ⑤広報紙配布率の向上 【推進主体：総務課】

- 自治会等と連携し、町及び社会福祉協議会の広報紙の全戸配布に向けて取り組みます。世帯への配布率の向上を図ります。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

---

### ①情報提供の充実

- 福祉制度やサービスをはじめとする情報を必要としている世帯にきちんと届くよう、社協だより「ちむぐる」への情報掲載をはじめ、ホームページやSNSの活用をとおして幅広い世帯へ情報が行き届くよう、工夫しながら情報発信を行います。
- 相談窓口における情報提供等相談支援体制の強化はもとより、困りごとを抱えていても相談窓口まで容易に来所できない場合でも、必要最低限の情報を得ることができるよう、南風原町の福祉サービスや地域の社会資源をまとめた情報誌（福祉のしおり、社会資源マップ）の発行、事業に関するチラシの作成・配布等をとおして情報発信に努めます。
- 福祉への理解と関心をより深めてもらうため、広報紙「ちむぐる」の発行やホームページ等を含めた多様な媒体を活用した、情報提供の充実に取り組みます。

## (3) 保健福祉サービスの向上

### ■ 町の取り組み ■

---

#### ①各種保健福祉サービスの充実 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課】

- 高齢者、障がい者、子育て支援、母子から高齢者までの健康・予防活動等といった各種保健福祉サービスについて、本町の実情を勘案して各種法制度に基づく必要なサービスの量的整備を計画的に進めます。また、必要に応じて町独自のサービスの創出に取り組みます。

#### ②インフォーマルサービスへの支援 【推進主体：保健福祉課】

- 介護保険の生活支援体制整備事業による住民参加型サービスの創出など、インフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえた上で必要な支援を行います。
- 地域のインフォーマルサービスとの情報交換や連携を図り、包括的なサービス提供を進めます。

#### ③包括的なサービス提供の体制構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、学校教育課】

##### ア) 介護保険制度における「地域包括ケアシステム」の深化・推進 【推進主体：保健福祉課】

- 介護保険において構築が掲げられている「介護」「介護予防」「医療」「住まい」「生活支援」の5つの分野を包括的につなぎ切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図ります。



イ)「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築 【推進主体：保健福祉課】

○精神障がい者も含めた障がい者が地域の一員として安心して自分らしく暮らしていけるよう、「相談」「障害福祉」「医療」「生活支援」「住まい」「社会参加(就労)」「地域助け合い」を包括的に提供できる体制を整備する「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。

ロ)子どもや子育て家庭等を包括的に支援する体制の構築 【推進主体：こども課、国保年金課保健福祉課、学校教育課】

○妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を包括的に提供するとともに、児童虐待の早期発見や防止対策の強化を図る体制(「こども支援センター等」)の構築を図ります。

○子どもの成長・発達・人間形成・小学校への接続等について、保・幼・小等が連携し、乳幼児期から学童期までを総合的な視点で捉えて研究するため、「保幼小全体会議」を活用しながら、保育士、幼稚園教諭、認定こども園、小学校教職員の交流機会の確保、相互理解の推進を図ります。

エ)「複雑化・複合化」した課題に対応する包括的な支援の構築 【推進主体：こども課、保健福祉課、国保年金課、学校教育課】

○課題が「複雑化・複合化」しているケースへの対応について、関係課や関係機関が連携しながら、状況を共有し、包括的に支援していく体制の構築を図ります。

④利用手続きの簡素化・わかりやすさの推進 【推進主体：こども課、保健福祉課】

○サービスや制度の利用申請等について、利用者がわかりやすく迅速に行えるように、利用手続きの簡素化など配慮に努めます。

⑤サービスの質の向上 【推進主体：保健福祉課、こども課】

ア)サービス従事者の資質向上 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス利用者の人格が尊重され、利用者本位の質の高いサービスが提供されるよう、サービス従事者の専門的な知識や技術を高めていくとともに、人権に対する感性を磨くための勉強会や研修等への参加促進を働きかけます。

イ)苦情解決体制の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課】

○福祉サービス事業者に対し、サービス利用者の満足度を高めることや利用者の権利を守るために、サービス利用者のサービスへの不満や疑問に対し、適切に対応できる体制(苦情解決体制)が整備されているか確認し、必要に応じて体制整備に向けた取り組みを指導します。

○サービス事業者がサービス利用者の不満や疑問を解決するための制度や仕組みについて地域への周知を図り、利用者及びその家族等が相談しやすい環境となるよう指導します。

ロ)サービスの評価の充実【推進主体：保健福祉課、こども課】

○サービス事業者が自らのサービスの質の確保と向上に向けた、自己評価の取り組みが実施されるよう、必要な指導を行います。また、必要に応じて第三者評価の有効性を啓発していきます。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

### ①包括的な高齢者福祉サービスの提供

#### ア) 高齢者の在宅生活を支える福祉サービスの充実

○在宅介護支援センター及びふれあいコールサービス、外出支援サービス、一般高齢介護予防通所事業、軽度生活援助事業などの事業間の連携によりサービスの充実を図ります。

○高齢者のための在宅福祉サービス事業を引き続き実施し、「介護予防」や「生活支援」を提供することで地域包括ケアシステムの構築に寄与します。

○ふれあいコールサービス、外出支援サービス、一般高齢介護予防通所事業と言ったサービス提供を充実します。

#### イ) 総合的な包括的なサービス提供の推進

○社協各部門及び行政、関係機関と連携し、支援を必要とする方への包括的できめ細かなサービス提供を目指します。

○在宅介護支援センター相談員による高齢者世帯の実態把握訪問等を行いながら、生活の困りごとなどの聞き取り及び必要に応じてサービスの利用につなげ、関係者が関わり合いながら支援を行います。

### ②福祉サービスの質の向上

#### ア) 利用者満足度の把握

○社協が提供する福祉サービスについて、利用者の満足度を把握するためのアンケートを実施します。

#### イ) 研修等による資質向上

○各種サービスに従事する職員の資質向上のため、今後も職場内研修会の実施・外部研修会(WEB研修含む)の参加・派遣を積極的に行い、職員の資質向上を図ります。

#### ロ) 苦情解決体制の充実

○社協が提供する福祉サービスに関する苦情について、適切な対応を行うため体制を整えるとともに、苦情申し立てがしやすくなるよう、事業の趣旨や仕組みを広報紙等で周知するなど、環境づくりに努めます。

### ③介護保険事業及び障害福祉サービスの充実

○社協が提供する介護保険事業及び障害福祉サービス事業を継続して実施するとともに、資質向上、他の在宅福祉サービスとの連携強化による効果的な事業展開を図ります。

### ④インフォーマルサービスへの支援

○住民参加による地域福祉活動、ボランティア団体、NPO等民間が提供するインフォーマルサービスについて、地域の実情を踏まえたうえで必要な支援を行います。

○地域のインフォーマルサービスとの情報共有や連携を図り、地域の包括的なサービス提供を進めます。

#### (4) 課題を抱える人への支援の充実（生活困窮世帯支援・孤立対策等）

##### ■ 町の取り組み ■

###### ①生活保護制度の適正実施 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯への経済的な支援を行い、生活の安定を図るために、県と連携した生活保護制度の適正な運用を推進します。
- 生活保護受給者の自立に向け、県のケースワーカーとの連携のもとで必要な相談支援を行います。

###### ②低所得者への支援の推進 【推進主体：こども課、保健福祉課、教育総務課、国保年金課】

- 低所得世帯に対し保健・福祉・医療等のサービス利用及び教育・保育機会の確保が図られるよう、各種制度に基づく利用者負担の軽減や減免について周知を図り、安心して適正に利用できるよう支援します。また、生活安定のための福祉資金の貸付についても周知を図ります。

###### ③生活困窮世帯への自立支援の推進 【推進主体：こども課】

- 生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。

###### ④子どもの孤立(貧困)対策の推進 【推進主体：こども課、教育総務課】

###### ア)「子ども元気ROOM」の充実 【推進主体：こども課】

- 貧困の連鎖を防止するため、「子ども元気ROOM」を**継続実施**し、子どもの生活支援や学習支援、孤立対策を図ると共に、親の支援も行い、自立へとつなげていきます。
- 元気ROOMの支援員である「子ども元気支援員」の資質向上を図るため、研修参加や支援員同士及び他市町村との情報共有などに努めます。

###### イ)若年妊婦の支援体制の充実 【推進主体：こども課】

- 保健師や助産師と連携して若年妊産婦を支援する居場所事業を継続し、孤立しがちな子育て家庭に寄り添い、子育ての負担感や孤独感を解消していきます。

###### ロ)児童館町の公的施設を活用した居場所づくり 【推進主体：こども課】

- 町内の**4つの児童館**などを活用し、関係機関やボランティア等と連携しながら、子どもの孤立対策を図ります。
- 既存の人的ネットワーク(人材)も活用した連携により、保護者の学び支援や気軽な相談等の機会を提供するなど、保護者への支援策を推進します。

###### ハ)就学援助支援認定者への学習支援の推進 【推進主体：学校教育課、こども課】

- 貧困の連鎖を防止するために、県や関係課との連携により、就学**援助支援**認定者(準要保護児童)への学習支援を行います。

###### ニ)ヤングケアラーの把握と支援の推進 【推進主体：こども課、学校教育課】

- ヤングケアラーについて、町内での実態把握に努めるとともに、周知啓発や必要な支援の検討を行い、早期発見から切れ目ない支援ができる体制作りを推進します。

か) 医療的ケア児への支援の充実 【推進主体：保健福祉課、こども課、学校教育課】

○医療的ケアを必要とする障がい児の実態把握を行うとともに、必要な医療的ケアを受けながら教育や保育を受けられる環境の整備に努めます。

⑤自殺予防対策の推進 【推進主体：保健福祉課、国保年金課、企画財政課】

- 自殺の背景には、精神保健上の問題だけではなく、生活困窮、過労、育児疲れ、いじめ、孤立などの様々な社会的要因があることが知られています。本町の実情に合わせた「自殺対策計画」を策定し、関係機関が連携して「誰も自殺に追い込まれることのない町の実現」を目指します。
- 自殺予防に関するポスター掲示等による啓発を行うほか、相談窓口の周知を行います。

⑥再犯防止施策の推進 【推進主体：・・・】

- 南部保護区保護司会や更生保護女性会と連携し、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更正について理解を深めるため、社会を明るくする運動などの啓発活動を実施し、再犯防止について取り組みます。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

①低所得世帯に対する支援

- 経済不況が続く中、失業、疾病、低収入等生活不安を抱える世帯は増加しており、要援護世帯の生活を支えるセーフティネットとしての貸付事業を実施、相談から貸付まで迅速に対応し安心して日常生活を維持・改善できるよう支援します。
- 町内の低所得世帯の方が、あたたかい気持ちで新年を迎えることができるよう、住民に募金を呼びかけ、区長・自治会長、民生委員・児童委員の協力を得て対象世帯に激励金を支給します。

②生活困窮者の自立支援の推進

- 新型コロナウイルスの影響を受けて生活福祉資金の特例貸付を利用した借受人に対し、生活状況の把握及びアウトリーチを含めた相談支援を行います。あわせて行政機関、自立相談支援機関、福祉事務所、民生委員などの関係機関との連携を密に図り、充実した支援を推進します。
- 生活困窮世帯は複雑な課題を抱えている場合が多く、個人の事情・状況を受け止め、求人情報の提供や職業訓練の情報提供等の就労支援や家計管理の支援、他継続的・総合的に相談対応し、生活の更生に向けた支援に努めます。

③社会的孤立子ども等貧困対策支援事業の推進

- 子ども居場所（子ども食堂等）・学習支援に取り組む団体等が継続実施できるよう、必要な支援を行います。
- 子どもへの支援をとおしてその世帯が抱える問題の解決を図るため、引き続き子ども等貧困対策支援事業を実施し、課題を抱える世帯を地域で見守り、支援する体制の充実強化を図ります。

(5) 地域共生社会についての啓発・虐待等防止対策の推進 権利擁護の充実

■ 町の取り組み ■

①権利擁護のための制度等の利用支援【推進主体：保健福祉課】

ア) 成年後見制度の利用促進と体制整備の推進【推進主体：保健福祉課】

○認知症や知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が十分ではない人の権利を守るために、財産管理や身上監護を本人に代わって行う成年後見制度や相談先についての周知を図り、必要に応じて利用を促します。

○今後、認知症高齢者等の増加による成年後見制度の利用増加を見据え、成年後見制度利用促進計画に基づいた支援体制の構築を図ります。

イ) 成年後見制度利用支援事業の推進【推進主体：保健福祉課】

○成年後見制度の利用において、申し立て人がいない場合や成年後見人等への報酬費の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。

ウ) 日常生活自立支援事業、金銭管理支援事業等の周知広報【推進主体：保健福祉課】

○社会福祉協議会が窓口となって提供される「日常生活自立支援事業」、「日常的な金銭管理支援事業」について連携をとり情報提供を行います。

②権利擁護に係る体制・ネットワークづくり推進【推進主体：保健福祉課】

○成年後見制度等の利用や権利擁護に関するネットワークを構築するための中核機関の設置・運営について検討し進めていきます。中核機関の設置については、既存の会議体の活用も含めて検討します。

○権利擁護や財産管理等についての相談・金銭管理支援・成年後見などを行う「権利擁護センター」の設置を検討し進めていきます。

①「地域共生社会」についての啓発、広報の推進【推進主体：保健福祉課】

○障がい者や認知症に対する理解、障がい者の差別解消、合理的配慮などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。

○庁内においても共生社会の視点を各課職員に周知、研修等を行い、意識向上を図ります。

②虐待等防止対策の推進【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

ア) 虐待やDV等の防止及び早期発見・早期対応に関する地域への啓発広報【推進主体：保健福祉課、こども課、企画財政課】

○高齢者、障がい者、児童への虐待及びDVの早期発見・早期対応を図るために、住民への虐待に関する知識の普及啓発を図るとともに、虐待等に関する相談窓口や通告義務について周知を図ります。

イ) 南風原町要保護児童等対策推進協議会による対応充実【推進主体：こども課、保健福祉課、企画財政課】

○被虐待者及びDV被害者の保護並びに養護者等への適切な支援等について、迅速かつ的確に対応していけるよう、「南風原町要保護児童等対策地域協議会」において警察や学校、福祉保健所、児童相談所、福祉施設及びその他関係機関等との密接な連携を図り、組織的に対応していきます。

**ウ)「こども家庭センター」による子ども支援の強化 【推進主体：こども課】**

○現在の「子育て世代包括支援センター」と、「子ども家庭総合支援拠点」の2つの機能を併せ持つ「こども家庭センター」の設置を推進し、「ヤングケアラー」や虐待、貧困、若年妊娠など、支援が必要な家庭により届きやすい体制整備を目指しています。

**エ)「地域包括支援センター」「基幹相談支援センター」による高齢者および障がい者支援の強化 【推進主体：保健福祉課】**

○高齢者虐待に関する通報は「地域包括支援センター」が、障害者虐待に関する通報は「基幹相談支援センター」が、相談受理、調査および虐待解消に向けて関係機関と連携して対応を行っています。一時保護先の避難先の確保および必要に応じて専門職のアドバイスを受ける機会を設け、適切に虐待対応を行える体制を目指します。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

---

**①地域共生社会についての啓発・広報の推進**

○障がい者や認知症に対する理解、障がい者の差別解消、合理的配慮、インクルーシブ教育などの啓発広報に努め、すべての人が地域において支え合いながら共に生きる「共生社会」の啓発を行います。



## (6) 成年後見制度利用促進に向けた体制の整備

### ■ 町の取り組み ■

○本町では、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分な方が、地域において本人らしい生活を継続できるよう成年後見制度の利用促進と権利擁護支援のネットワークづくりを目的に令和5年4月「成年後見制度中核機関」(以下、「中核機関」と呼ぶ。)を保健福祉課に設置しました。

#### 成年後見制度とは

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいにより判断能力が不十分なため、不動産や預貯金などの財産管理や介護・福祉サービス等利用の契約行為を行うことが困難な方を、法的に保護し支援する制度です。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度があります。

#### ①成年後見制度の広報・啓発 【推進主体：保健福祉課】

- 成年後見制度の利用支援に関する相談窓口である中核機関について、町ホームページや町広報紙等を活用し幅広く周知します。
- 成年後見制度について正しい知識を持ち、成年後見制度の利用を必要としている方が適切に制度に結びつくことができるよう、介護・障がい福祉サービス事業所等の関係機関や町民を対象に成年後見制度に関する研修会等を開催します。

#### ②相談機能の充実 【推進主体：保健福祉課】

##### ア) 権利擁護支援会議の開催・充実 【推進主体：保健福祉課】

- 中核機関で受理した権利擁護支援に関する相談について、専門的な判断に基づいて支援方針を検討するため、弁護士・司法書士・社会福祉士等の権利擁護に関する専門職をアドバイザーに招き「権利擁護支援会議」を開催します。

##### イ) マンパワーの充実の検討 【推進主体：保健福祉課】

- 権利擁護支援の充実に図り、中核機関の役割を存分に発揮していくためにも専属の職員の配置を検討していきます。

##### ロ) 日常生活自立支援事業、日常的金銭管理支援事業の周知・連携 【推進主体：保健福祉課】

- 社会福祉協議会が実施している「日常生活自立支援事業」および「日常的金銭管理事業」について情報提供を行います。また、権利擁護支援会議において、これら事業の利用が適切と判断された場合は、社会福祉協議会と連携し、利用に結びつける支援を行います。

#### ③成年後見制度利用促進の強化 【推進主体：保健福祉課】

##### ア) 成年後見制度利用支援事業の推進 【推進主体：保健福祉課】

- 権利擁護支援会議において成年後見制度の利用が適切と判断されたが、身寄りが無い等の理由で申し立てを行う方がいない場合や、成年後見人等への報酬の支払いが困難な場合等においては、「成年後見制度利用支援事業」による利用支援を行います。



**イ) 市民後見人の養成・法人後見の設置検討 【推進主体：保健福祉課】**

○今後、専門職後見人の確保が難しくなることが懸念されており、市民後見人の養成や法人後見の設置について検討していきます。

**④ 成年後見人等への支援強化 【推進主体：保健福祉課】**

○成年後見人等が、成年後見制度を利用しているご本人の思いや自己決定支援を大切にしながら、従来から関わっている福祉・医療・地域等の関係者とチームになって成年後見業務が行えるよう、中核機関の職員が適切に関わり支援体制を図ります。

**⑤ 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築 【推進主体：保健福祉課】**

○医療機関や社会福祉協議会、民生委員等の町内の権利擁護支援に携わる関係機関および弁護士会・社会福祉士会・司法書士会等の専門職団体と成年後見制度に関する町の状況を共有し、権利擁護支援のネットワークを構築、成年後見制度の利用促進を図るために「成年後見制度利用促進協議会」を開催していきます。また、家庭裁判所との連携も進めていきます。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

### ①金銭管理等日常生活の支援

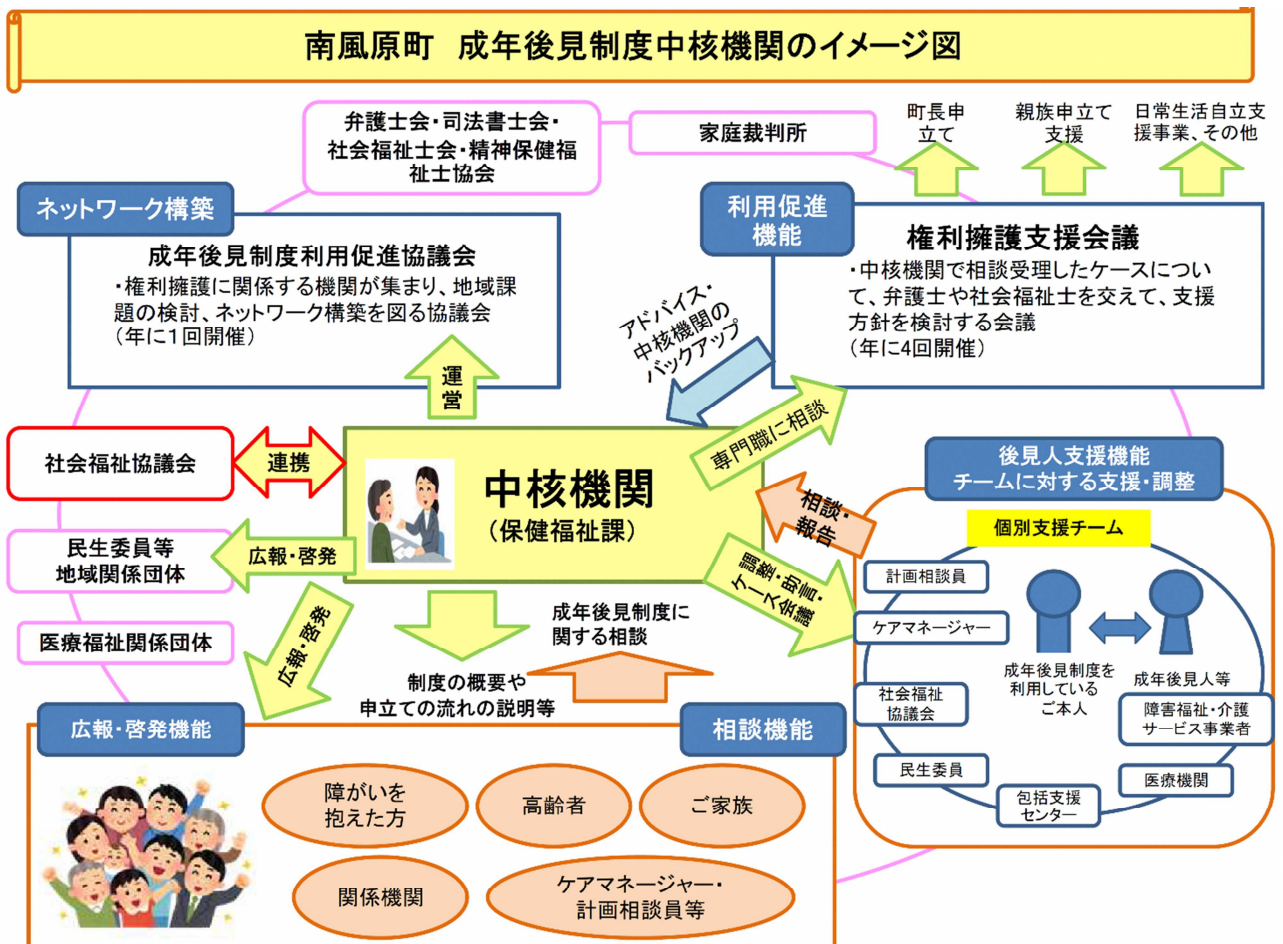
○判断能力が低下した住民や日常生活に不安を抱えている方等が安心して在宅生活が継続できるよう「日常的金銭管理支援事業」等による支援を行います。

### ②日常生活自立支援事業の実施

○認知症や知的障害等で判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や、日常的な金銭管理・重要書類等の預かり・保管などの支援を行い、権利擁護を図る「日常生活自立支援事業」について、事業の周知広報及び実施体制の充実を図ります。

### ③法人成年後見の実施検討

○判断能力が不自由になったときに、法律面や生活面で支援する成年後見制度について、法人としての成年後見の実施を検討します。



## 基本目標3 安全・安心な人にやさしいまちづくり

### (1) 地域における防犯対策の推進

#### ■ 町の取り組み ■

##### ①防犯に関する情報提供・地域防犯の啓発 【推進主体：総務課、学校教育課】

- 関係機関と連携し、犯罪や消費者被害、詐欺被害に関する情報を把握し、被害防止の方法を含めた地域への情報提供を行います。
- 消費者被害、詐欺被害に関しては相談窓口の周知を図るとともに、警察や県民生活センター等の関係機関と連携した必要な支援を行います。
- 子どもを犯罪から守るために、警察と学校、家庭、地域が連携して、幼児・児童・生徒が犯罪を回避できる能力を身につけるための教育・指導の充実に取り組みます。
- 学校安全マップを活用作成し、子どもたちへの危険箇所の周知を図ります。
- 防犯意識の普及啓発に努め、地域の一人ひとりが防犯の意識を持ち、地域のつながりによる安全・安心なまちづくりを目指します。

##### ②防犯パトロール等の充実 【推進主体：学校教育課、生涯学習文化課、総務課】

- 老人クラブをはじめ、地域や関係団体等による、通園・通学路、子どもの居場所となる公園などのパトロール活動を支援します。
- 青少年が事件・事故に巻き込まれないよう、地域や関係機関が連携した夜間パトロールを実施します。
- 青少年の健全な成長を阻害するおそれのある有害図書や有害サイトなどの社会環境から、青少年を保護する取り組みを進めます。

##### ③高齢者や障がい者が遭う危険性の高い犯罪への対策 【推進主体：保健福祉課】

- 振り込め詐欺や架空請求など、高齢者や障がい者が犯罪に巻き込まれることがないように、関係団体、サービス事業者等による犯罪回避のための指導・啓発を促します。
- 高齢者、障がい者について、一人暮らしや日中一人になることが多い世帯については、必要に応じて近隣住民や民生委員等による、防犯のための様子の確認や注意を促していけるよう呼びかけます。

##### ④防犯灯の整備推進 【推進主体：都市整備課、まちづくり振興課】

- 夜間における犯罪を抑制するため、自治会と連携した住宅地の防犯灯の整備を進めます。

##### ⑤通報システムの普及推進 【推進主体：保健福祉課】

- 耳や言葉が不自由な方への事件・事故に関する通報について、警察と連携し、「FAX110番」や「メール110番」といった通報システムの周知と活用の普及を図ります。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

---

### ①子どもを守るネットワークづくり

○南風原町老人クラブ連合会等による子どもの登下校時を見守るパトロール活動と連携を密にする  
とともに、支援をとおして子どもを見守るネットワークづくりを推進します。

### ②消費者被害への対応の充実

○社会福祉協議会が実施する在宅介護支援センター事業やコミュニティソーシャルワーカーの活動  
をとおして、悪徳商法や「オレオレ詐欺」等についての住民への注意喚起を行うとともに「ふれあい  
福祉相談事業」や消費者相談等との連携を密にし、問題解決に取り組みます。

○相談員の専門的知識を深めるための研修等の実施・研修参加などにより、消費者被害に関する対応  
力の強化を図ります。

## (2) 地域における防災対策の推進

## ■ 町の取り組み ■

---

### ①防災意識の普及啓発 【推進主体：総務課】

○災害を防止し、または災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐために、ハザードマップ、**防  
災・減災お役立てマップ帳**を活用した住民への防災知識の普及啓発を進めます。

○転入手続きの際に、転入者へのハザードマップや、**防災・減災お役立てマップ帳**の配布を行います。

○大規模災害の際には、公助による防災・減災対策とともに、地域コミュニティ等における共助が災  
害対策に重要な役割を果たすため、地域共助による防災対策について啓発を行います。

### ②自主防災組織の結成や強化の推進 【推進主体：総務課】

○地域の防災組織である「自主防災組織」の結成を促進するとともに、自主防災組織の強化のため、人  
材育成や食糧備蓄の充実を支援します。

### ③避難行動要支援者の支援体制の構築 【推進主体：保健福祉課、総務課】

○町の「避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、災害時に一人では避難することが困難な障がい者  
や高齢者等の避難行動要支援者の把握を行い、**毎年更新していきます。**

○避難行動要支援者一人ひとりの避難方法や避難経路、避難支援する者等について具体的な方法を示  
した「個別支援計画」の作成を進めます。

○警察や消防及び地域の関係機関・関係団体が避難行動要支援者の情報を共有するとともに、地域と  
の連携を図り、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導體制の構築並びに避難場所での健康管理、  
その他必要な救護・救済の体制を構築します。

### ④緊急情報伝達手段の充実 【推進主体：総務課】

○誰もが災害に関する情報を速やかに入手できるよう、**防災行政無線やエリアメール、公式LINE、  
ホームページ、総合保健福祉防災センターのWi-Fi及び備翻訳用タブレット等の活用など、情報伝達  
手段多様化に努めます。**

## ⑤福祉避難所の確保 【推進主体：総務課、保健福祉課、こども課】

○支援を必要とする高齢者や障がい者、**医療的ケア児**、子育て家庭等の災害時の避難場所を確保するため、町内の福祉施設や医療機関等との連携により、福祉避難所の確保を図ります。

## ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

---

### ①災害ボランティアセンター機能の充実

#### ア) 災害時対応マニュアルの整備

○防災訓練での実践や全国の災害時対応事例等の踏まえながら、必要に応じて「社協災害時対応マニュアル」の修正を行います。

#### イ) 避難支援訓練への参加・協力

○日頃から行政、市・自治会、関係機関と連携し、実践的な防災訓練を実施し社協の果たす役割を確認していきます。

○社協が設置・運営する「災害ボランティアセンター」の機能充実を図り、大規模災害が発生した際、災害ボランティアを各地域ニーズに対応したボランティア活動につなぐ総合調整を行います。

### ②実践的な防災訓練の実施

### ③災害時対応マニュアルの充実

#### ②減災に向けた広報啓発活動の展開

(内容作成中)。

#### ④日頃からの見守りネットワーク体制づくりの推進

○災害時に特に配慮が必要となる方(高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等)について、日頃から行政、市・自治会、関係機関等と連携を図り、見守りネットワーク体制づくりを推進します。

#### ⑤避難行動要支援者の把握と個別計画作成の支援

○町で把握している避難行動要支援者の情報を共有し、各避難行動要支援者が避難するための「個別計画」の作成支援を行います。

### (3) 移動・交通環境の充実

#### ■ 町の取り組み ■

---

##### ①歩行者の移動円滑化の推進【推進主体：まちづくり振興課、都市整備課】

- 公共交通機関の施設、道路、公園などにおいては、高齢者、車いす利用者等の移動が容易になるよう、ゆとりある歩道の確保や、段差の解消を推進するなど歩行者空間におけるバリアフリー化を図ります。
- 歩いて暮らせる環境づくりとして身近な場所で充実した活動ができる生活環境や歩行空間での日陰の確保、緑化推進により、歩行環境の整った歩行者ネットワーク形成や生活道路の整備を促進します。

##### ②移動支援の推進【推進主体：保健福祉課、まちづくり振興課】

- 高齢者外出支援サービス事業、障がい者の移動支援事業(日常生活支援、社会参加支援のためのヘルパー派遣)、**高齢者外出支援タクシー料金助成(初乗り料金助成を令和4年度より実施)**を引続き推進するとともに、新たなニーズ把握に努め、ニーズに基づいた事業を検討します。

##### ③地域共助による移動手段の確保【推進主体：保健福祉課、こども課】

- 交通弱者(年少者、要介護者、一部の高齢者や障がい者、低所得者等)の移動手段を確保し、社会参加の機会増を図るため、地域住民の支え合いによる移動支援について検討します。

#### ■ 社会福祉協議会の取り組み ■

---

##### ①高齢者外出支援サービス事業の充実

- 行政と連携を密にし、高齢者外出支援サービス事業を引き続き実施し、**身体的または経済的に公共交通機関を利用することが困難な高齢者の通院移動の支援を行います。車いす利用者の通院移動の支援を行います。また、より多くの高齢者の社会参加機会づくりに寄与するため、利用要件の緩和について検討します。**
- 一般高齢者介護予防通所事業(ミニデイサービス)及び高齢者サロン参加促進のため、参加に送迎が必要な方の支援を行います。**

##### ②地域共助による移動手段の確保

- 地域住民の支え合いによる移動手段の確保を検討するため、地域ニーズの把握とニーズに基づいた事業展開を図ります。